**平成２１年（フ）第５００号**
千葉県柏市根戸494番地24サンピア北柏101号
債務者　渡邉美枝子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２１年（フ）第５０３号**
千葉県流山市野々下４丁目889番地の15
債務者　石井まなみ
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２１年（フ）第５０８号**
千葉県松戸市松戸新田448番地の20グランディオールラビアン402号
債務者　高橋　　工
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２１年（フ）第５１２号**
千葉県柏市豊四季台１丁目１番11―505号
債務者　渡部　雄幸
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２１年（フ）第５１５号**
千葉県松戸市新松戸南３丁目111番地の２
債務者　谷村　義人
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２１年（フ）第５１６号**
千葉県松戸市新松戸南３丁目111番地の２
債務者　谷村　耐子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２１年（フ）第７４号**
群馬県みどり市笠懸町阿左美249番地３
債務者　福田　雄司
1　決定年月日時　平成21年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
前橋地方裁判所桐生支部

**平成２１年（フ）第８１号**
群馬県桐生市広沢町２丁目3067番地の５　ハイツ新桐生202
債務者　小林　僚子（旧姓大澤）
1　決定年月日時　平成21年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
前橋地方裁判所桐生支部

**平成２１年（フ）第８４号**
群馬県桐生市巴町２丁目２番地の１　駅南ハイツ701号
債務者　金子真佐美（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成21年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
前橋地方裁判所桐生支部

**平成２１年（フ）第８５号**
群馬県桐生市川内町３丁目692番地の７
債務者　庄司　一豊
1　決定年月日時　平成21年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
前橋地方裁判所桐生支部

**平成２１年（フ）第８６号**
群馬県桐生市川内町３丁目692番地の７
債務者　庄司　和子
1　決定年月日時　平成21年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
前橋地方裁判所桐生支部

**平成２１年（フ）第８７号**
群馬県みどり市笠懸町鹿4132番地１
債務者　齋藤　榮一
1　決定年月日時　平成21年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
前橋地方裁判所桐生支部

**平成２１年（フ）第１２０１号**
愛知県海部郡七宝町大字伊福字壱之割67番地セシュペール―203号
債務者　髙島　真一
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第１５０２号**
名古屋市千種区上野３丁目13番10号　野々山ビル301
債務者　佐野　龍太
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第１７４０号**
名古屋市西区城西町244番地　第１ハニーマンション302号
債務者　冨田　由紀（旧姓長瀬）
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第１８６５号**
名古屋市中村区中島町３丁目21番地　セントラルマンション４Ｄ号
債務者　森川憲一郎
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第９６７号**
兵庫県三木市吉川町稲田164番地の17　フレグランス吉川202号
債務者　佐藤　清佳
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第９７８号**
兵庫県三田市すずかけ台２丁目１番地　２棟302号、従前の住所兵庫県三田市すずかけ台２丁目１番地　７棟306号
債務者　佐野友喜子（旧姓古池・圓山）
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部